

加賀市地域生活支援拠点等整備事業について

1. 国が示している地域生活支援拠点等を整備する目的

地域生活支援拠点等整備事業(以下、「拠点」)は、障がい者等の重度化・高齢化や親亡き後に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。

目的1 地域における生活の安心感を担保する機能を備える

⇒ 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

目的2 障がい者等の地域での生活を支援する

⇒ 体験機会の場を提供し、生活の場を施設や親元からグループホームや一人暮らし等に移行する支援を提供する体制の整備

2. 国が示している拠点等に必要な5つの機能

国は原則として拠点等に次の5つの機能全てを備えることとしています。

※ただし、5つの機能の内容は国のモデルケースが記載しており、市町村が地域の実情に応じて機能の内容を決めます。

①相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置して常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

②緊急時の受け入れ 対応

短期入所などを活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

③体験の機会 場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験機会の場を提供する機能。

④専門的人材の確保 養成

医療的ケアが必要な場合や行動障害を有する場合、障がい者の高齢化や重度化など、専門的な対応を行うことができる人材の確保や養成を行う機能。

⑤地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

3. 拠点等の整備手法

拠点等の整備手法は、多機能拠点整備型と面的整備型の2つが国より示されています。

①多機能拠点整備型

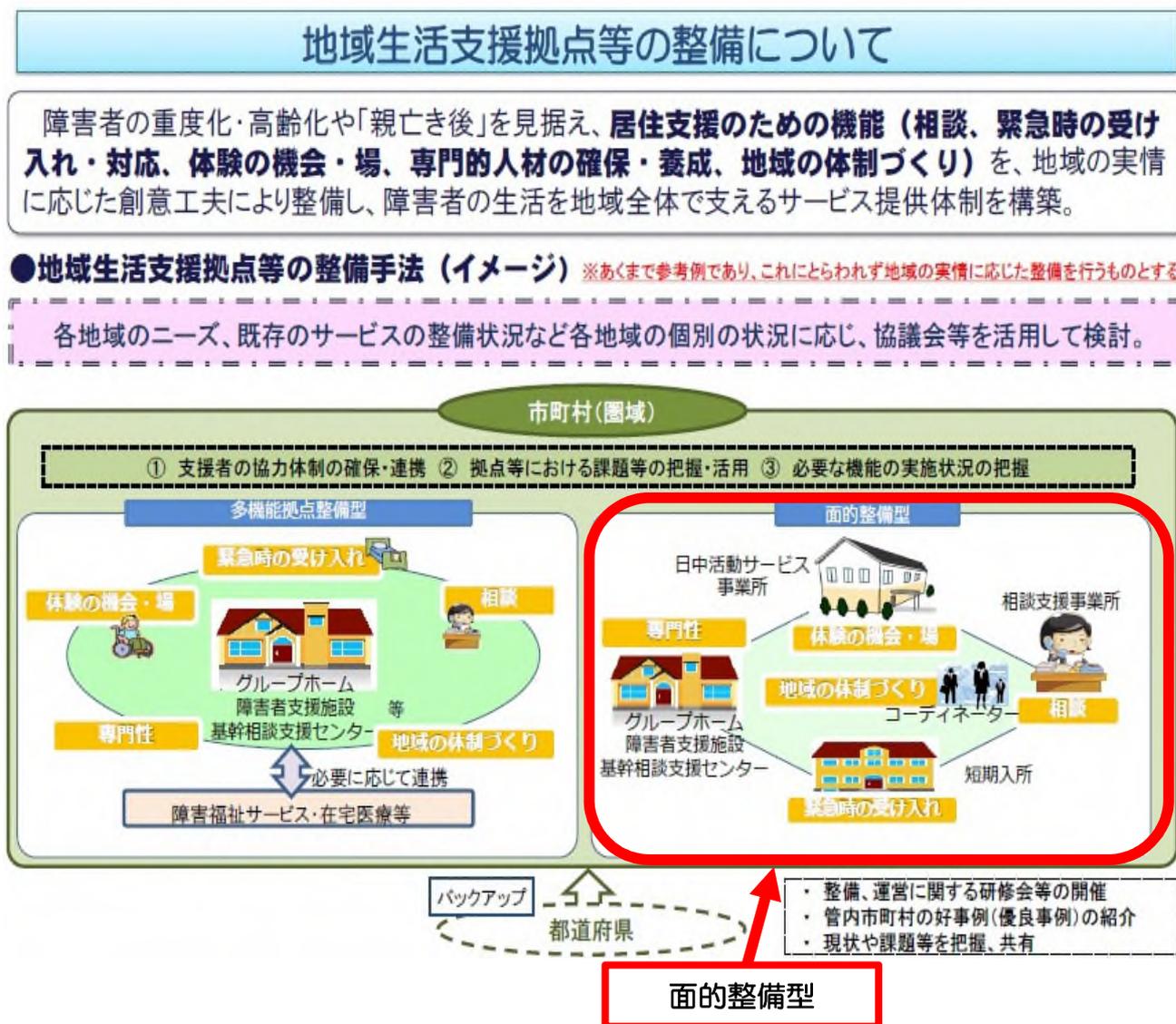
居住支援のための機能を一つに集約し、地域の障がい者を支援する。

②面的整備型

地域において居住支援の機能を持つ複数の事業所が連携し、地域の障がい者を支援する

加賀市では『②面的整備型』で整備をしていきます

【国のイメージ図】



4. 加賀市地域生活支援拠点等の整備について

5つの機能	考え方	方針	具体的な取り組み
1. 相談支援 地域移行、親元からの自立等)	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日の相談体制の整備 ・身近な地域での相談窓口機能 ・緊急時受け入れと相談のコーディネート機能を担う体制 	<ul style="list-style-type: none"> ①現在相談支援事業所に委託している一般相談としての対応としてはどうか。虐待相談及び緊急時対応について、加算等の体制も含め検討する ②ランチと相談支援事業所(地区担当割)との連携 	各相談支援事業所が1か月単位の輪番制での対応とする。
2. 緊急時の受け入れ 短期入所の利便性(対応力向上)等	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所施設の確保(精神、知的、身体など状態に対応できる) ・緊急時とは親の入院や喧嘩して大家から出された、親等が救急搬送された場合などを想定 ・夜間の対応は困難であるが、どうするか 	指定障害福祉サービス事業者が支給決定により緊急受入の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①短期入所できる事業所リスト作成 ②緊急時加算と拠点等登録の加算 	従来の障害福祉サービスの提供と給付費を国保連に請求。
		支給決定がない緊急受入の場合 短期入所等につなぐまでの宿泊場所を調整 <ul style="list-style-type: none"> ・あくまで緊急対応として考えるため、従来の障害福祉サービスと異なる対応も可 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊費と食費を市に請求(最大2泊分)。 ・具体的な運用内容は検討中のため、後日お知らせ。
3. 体験の機会・場の提供 1人暮らし、グループホーム等)	一人暮らしの体験ができる場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ①短期入所など宿泊体験できる事業所のリスト作成 ②市営住宅の入居条件の検討や不動産屋との協議など 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者説明会を実施し、協力を依頼する。 ・具体的な運用内容は検討中のため、後日お知らせ。
4. 専門的人材の確保・養成 (人材確保・養成・連携等)	<ul style="list-style-type: none"> ・かかわりだけでなく疾患の理解と医療連携ができる人材の育成 ・面接技術等の研修 	<ul style="list-style-type: none"> ①専門職対象の研修会、事例検討の実施 ②研修会内容においては、じりつ支援協議会と連携 	・じりつ支援協議会と連携し研修会等の実施
5. 地域の体制づくり サービス拠点。コーディネーターの配置等)	<ul style="list-style-type: none"> ・1の相談と連動し、地域で支えるしくみ ・障害者理解の促進 ・個別地域ケア会議を通しての障害者理解の促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ①住民への理解促進のためのシンポジウムや研修会 ②個別地域ケア会議の実施 ③支援困難事例を通し地域課題の共有し、地域の体制を作る。 	令和4年は住民向けに講演会を開催。今後、継続的に実施していく

※表中に記載の加算について具体的な内容は、別紙の『地域生活支援拠点等事業者登録により算定可能となる加算』を参照ください。